

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>二十の二（略） （1）―（12）（略） 〔3〕 法第九条第七項の規定による欠格事項に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当した場合の届出の受付</p> <p>〔14〕―〔33〕（略） 〔34〕 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。〔35〕から〔40〕まで及び〔43〕において同じ。）</p> <p>〔46〕〔35〕―〔45〕（略） 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。〔47〕において同じ。）</p> <p>〔52〕〔47〕―〔51〕（略） （1）から〔51〕までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>三十五（略） 第二号（9）、（10）、（17）、（24）及び（25）、第三号（11）、（18）、（19）、（22）及び（26）、第三号の二（1）及び（7）、第三号の三（4）、第四号の二（5）及び（6）、第四号の三（5）から（7）まで、第四号の四（5）、第四号の五（7）及び（8）、第四号の六（7）、第五号（7）、第六号（3）、第七号（10）から（13）まで、（15）、（16）、（49）、（52）、（54）、（55）及び（61）、第</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、〔42〕に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>二十の二（略） （1）―（12）（略）</p> <p>〔13〕―〔32〕（略） 〔33〕 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。〔34〕から〔39〕まで及び〔42〕において同じ。）</p> <p>〔45〕〔34〕―〔44〕（略） 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。〔46〕において同じ。）</p> <p>〔51〕〔46〕―〔50〕（略） （1）から〔50〕までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>三十五（略） 第二号（9）、（10）、（17）、（24）及び（25）、第三号（11）、（18）、（19）、（22）及び（26）、第三号の二（1）及び（7）、第三号の三（4）、第四号の二（5）及び（6）、第四号の三（5）から（7）まで、第四号の四（5）、第四号の五（7）及び（8）、第四号の六（7）、第五号（7）、第六号（3）、第七号（10）から（13）まで、（15）、（16）、（49）、（52）、（54）、（55）及び（61）、第</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、〔41〕に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）</p>

八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、~~12~~及び~~13~~、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、~~23~~、~~26~~、~~29~~、~~36~~、~~49~~、~~50~~、~~59~~、~~63~~及び~~70~~、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、~~13~~及び~~14~~、第九号の五の二(3)、(5)及び~~14~~から~~17~~まで、第九号の六(10)から~~13~~まで、第九号の六の二(22)、~~24~~、~~26~~及び~~32~~から~~34~~まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、~~26~~、~~32~~、~~34~~、~~38~~、~~39~~（~~勧告を除く~~。）、~~40~~、~~44~~、~~48~~及び~~49~~、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から~~36~~まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、~~39~~、~~45~~、~~46~~、~~50~~、~~51~~、~~54~~、~~57~~及び~~58~~、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から~~15~~まで、第十六号の二(14)から~~17~~まで及び~~23~~、第十六号の三(14)、(15)、(17)、~~25~~及び~~26~~、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、~~22~~、~~26~~、~~27~~、~~30~~、~~31~~、~~35~~及び~~37~~、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、~~50~~、~~53~~、~~66~~、~~67~~、~~68~~、~~72~~、~~73~~、~~76~~、~~79~~、~~80~~、~~87~~及び~~88~~、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、~~21~~、~~24~~、~~26~~、~~40~~、~~43~~及び~~47~~、第二十一号(11)、(12)、(18)、~~25~~、~~28~~、~~29~~、~~34~~及び~~35~~、第二十号の三(8)から~~10~~まで、~~14~~から~~17~~まで及び~~23~~から~~26~~まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、~~11~~及び~~14~~、第二十二号の二(15)、(18)、~~29~~、~~32~~、~~46~~、~~47~~、~~50~~、~~53~~、~~69~~、~~70~~、~~73~~、~~76~~、~~87~~、~~90~~、~~95~~、~~104~~、~~107~~及び~~110~~、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、~~13~~、~~23~~、~~26~~、~~35~~及び~~36~~、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、~~12~~及び~~13~~、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、~~23~~、~~26~~、~~29~~、~~36~~、~~49~~、~~50~~、~~59~~、~~63~~及び~~70~~、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、~~13~~及び~~14~~、第九号の五の二(3)、(5)及び~~14~~から~~17~~まで、第九号の六(10)から~~13~~まで、第九号の六の二(22)、~~24~~、~~26~~及び~~32~~から~~34~~まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、~~26~~、~~32~~、~~34~~、~~38~~、~~39~~（~~勧告を除く~~。）、~~40~~、~~44~~、~~48~~及び~~49~~、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から~~36~~まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、~~39~~、~~45~~、~~46~~、~~50~~、~~51~~、~~54~~、~~57~~及び~~58~~、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から~~15~~まで、第十六号の二(14)から~~17~~まで及び~~23~~、第十六号の三(14)、(15)、(17)、~~25~~及び~~26~~、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、~~22~~、~~26~~、~~27~~、~~30~~、~~31~~、~~35~~及び~~37~~、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、~~50~~、~~53~~、~~66~~、~~67~~、~~68~~、~~72~~、~~73~~、~~76~~、~~79~~、~~80~~、~~87~~及び~~88~~、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(13)、(14)、(18)、~~20~~、~~23~~、~~25~~、~~39~~、~~42~~及び~~46~~、第二十一号(11)、(12)、(18)、~~25~~、~~28~~、~~29~~、~~34~~及び~~35~~、第二十号の三(8)から~~10~~まで、~~14~~から~~17~~まで及び~~23~~から~~26~~まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、~~11~~及び~~14~~、第二十二号の二(15)、(18)、~~29~~、~~32~~、~~46~~、~~47~~、~~50~~、~~53~~、~~69~~、~~70~~、~~73~~、~~76~~、~~87~~、~~90~~、~~95~~、~~104~~、~~107~~及び~~110~~、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、~~13~~、~~23~~、~~26~~、~~35~~及び~~36~~、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二條 (略)</p> <p>事務</p> <p>二十一の四 (略)</p> <p>(1)―(8) (略)</p> <p>(9) 法第十三条の二第一項の規定による使用の休止の届出の受付</p> <p>(10) 法第十三条の二第二項の規定による使用の再開の届出の受付</p> <p>(11) 法第十三条の三の規定による廃止の届出の受付</p> <p>(12)―(16) (略)</p> <p>(17) 法第五十三条第一項の規定による報告徴収(浄化槽工事業者に係るものを除く。(18)において同じ。)</p> <p>(18) (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)</p> <p>(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>	<p>第二條 (略)</p> <p>事務</p> <p>二十一の四 (略)</p> <p>(1)―(8) (略)</p> <p>(9) 法第十三条の二の規定による廃止の届出の受付</p> <p>(10)―(14) (略)</p> <p>(15) 法第五十三条第一項の規定による報告徴収(浄化槽工事業者に係るものを除く。(16)において同じ。)</p> <p>(16) (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)</p> <p>(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>

<p>(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(18)、(25)、(28)、(29)、(34)及び(35)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>		<p>(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(18)、(25)、(28)、(29)、(34)及び(35)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	
---	--	---	--

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>二十一 (略)</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(13) 法第二十一条の五第二項の規定による動物の種類ごとの数等に係る届出の受付</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 法第二十二條第四項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託</p> <p>(16) 法第二十二條の六の規定による犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命令</p> <p>(17) (18) (略)</p> <p>(19) 法第二十三條第三項の規定による第一種動物取扱業者又は犬猫等販売業者が勧告に従わない旨の公表</p>	<p>市町</p> <p>広島市、呉市及び福山市(1)から(63)までに掲げるものについては呉市及び福山市に限る。</p>
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>二十一 (略)</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 法第二十二條の六第二項の規定による犬猫等の種類ごとの数等に係る届出の受付</p> <p>(15) 法第二十二條の六第三項の規定による犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命令</p> <p>(16) (17) (略)</p>	<p>市町</p> <p>広島市、呉市及び福山市(1)から(54)までに掲げるものについては呉市及び福山市に限る。</p>

(20) 法第二十三条第四項の規定による勧告に従わない者に対する措置の命令

(22) (21) 法第二十四条の二第一項の規定による登録の効力を失つた、又は登録を取り消された第一種動物取扱業者に対する勧告

(23) 法第二十四条の二第二項の規定による勧告に従わない者に対する措置の命令

(24) 法第二十四条の二第三項の規定による登録の効力を失つた、又は登録を取り消された第一種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査

(25) 法第二十四条の二の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受付

(26) (27) (略)

(28) 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）の規定による第二種動物取扱業の廃業等の届出の受付

(29) 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十三条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善の勧告

(30) 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十三条第三項の規定による第二種動物取扱業者が勧告に従わない旨の公表

(31) 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十三条第四項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置の命令

(32) 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査

(33) 法第二十五条第一項の規定による周辺の生活環境の保全に係る指導又は助言

(34) 法第二十五条第二項の規定による周辺の生活環境の保全に係る措置の勧告

(35) 法第二十五条第三項の規定による勧告に従わない者に対

(18) 法第二十三条第三項の規定による勧告に従わない者に対する措置の命令

(19) (略)

(20) 法第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受付

(21) (22) (略)

(23) 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）の規定による第二種動物取扱業の廃業等の届出の受付

(24) 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善の勧告

(25) 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第三項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置の命令

(26) 法第二十四条の四において準用する法第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査

(27) 法第二十五条第一項の規定による周辺の生活環境の保全に係る措置の勧告

(28) 法第二十五条第二項の規定による勧告に従わない者に対

<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、</p>	<p>36] する措置の命令 法第二十五条第四項の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態の改善に係る措置の命令又は勧告</p> <p>37] 法第二十五条第五項の規定による動物の飼養又は保管を している者に対する報告の徴収及び立入検査</p> <p>38] 法第四十一条の二の規定による獣医師からの通報の受付</p> <p>46] (略)</p> <p>69] (略)</p>
--	---

(略)

<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、</p>	<p>29] する措置の命令 法第二十五条第三項の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態の改善に係る措置の勧告又は命令</p> <p>30] (略)</p> <p>36] (略)</p> <p>37] (略)</p> <p>60] (略)</p>
--	--

(略)

<p>第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勸告を除く。）、(42)及び(43)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(18)、(25)、(28)、(29)、(34)及び(35)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
--	---

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和二年四月一日
- 三 第三条の規定 令和二年六月一日